2　（略）

3　地域保健福祉施策特別分析官は、命を受けて、地域における保健福祉施策について、極めて高度の専門的な知識経験に基づく情報の収集及び分析を行うことにより、地域における保健福祉施策に関する政策の企画及び立案の支援を行う。

4　（略）

（公文書監理・情報公開室及び広報室並びに企画官、訟務官及び法務専門官）

第三条　総務課に、公文書監理・情報公開室及び広報室並びに企画官十七人、訟務官三人及び法務専門官二人を置く。

2　公文書監理・情報公開室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　（略）

3　公文書監理・情報公開室に、室長を置く。

4～9　（略）

（医療独立行政法人管理室並びに政策医療推進官及び調査官）

第十三条　医療経営支援課に、医療独立行政法人管理室並びに政策医療推進官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び調査官それぞれ一人を置く。

2　医療独立行政法人管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

（削る）

3　医療独立行政法人管理室に、室長を置く。

4・5　（略）

（治験推進室及び医療情報技術推進室）

第十七条　研究開発振興課に、治験推進室及び医療情報技術推進室を置く。

2・3　（略）

4　医療情報技術推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　保健医療に関する情報の処理に係る体制の整備に関すること。

二　医療技術の評価に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。

5　医療情報技術推進室に、室長を置く。

（民間人材サービス推進室及び雇用復興企画官）

第四十二条　雇用政策課に、民間人材サービス推進室及び雇用復興企画官一人を置く。

2・3　（略）

（削る）

4　（略）

（海外人材受入就労対策室及び国際労働力対策企画官）

第四十六条　外国人雇用対策課に、海外人材受入就労対策室及び国際労働力対策企画官一人を置く。

2　（略）

（新設）

3　（略）

（情報公開文書室及び広報室並びに企画官、訟務官及び法務専門官）

第三条　総務課に、情報公開文書室及び広報室並びに企画官十七人、訟務官三人及び法務専門官二人を置く。

2　情報公開文書室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三　（略）

3　情報公開文書室に、室長を置く。

4～9　（略）

（医療・研究開発独立行政法人管理室並びに政策医療推進官及び調査官）

第十三条　医療経営支援課に、医療・研究開発独立行政法人管理室並びに政策医療推進官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び調査官それぞれ一人を置く。

2　医療・研究開発独立行政法人管理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　国立高度専門医療研究センター（高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）第三条の二に規定する国立高度専門医療研究センターをいう。）の組織及び運営一般に関すること。

3　医療・研究開発独立行政法人管理室に、室長を置く。

4・5　（略）

（治験推進室）

第十七条　研究開発振興課に、治験推進室を置く。

2・3　（略）

（新設）

（民間人材サービス推進室並びに産業雇用政策企画官及び雇用復興企画官）

第四十二条　雇用政策課に、民間人材サービス推進室並びに産業雇用政策企画官及び雇用復興企画官それぞれ一人を置く。

2・3　（略）

4　産業雇用政策企画官は、命を受けて、特定の産業分野における労働力需給の調整及び雇用管理の改善に関する特定事項の企画及び立案並びに調整に当たる。

5　（略）

（国際労働力対策企画官）

第四十六条　外国人雇用対策課に、国際労働力対策企画官一人を置く。